

# machine pilates studio BELLE 利用規約

## 第 1 条(規約の適用および契約の成立)

1. 本規約は、machine pilates studio BELLE(以下「当店」といいます。)が提供するピラティスおよびトレーニング関連サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し、会員および利用申込者(以下「利用権者」といいます。)と当店との間に適用されます。
2. 利用権者が、当店の指定するオンライン予約システム(以下「本システム」といいます。)を通じて利用登録、コース申込、または決済手続きを完了した時点で、本規約の内容を承諾したものとみなし、利用権者と当店との間にサービス利用契約(準委任契約)が成立します。
3. 利用権者が未成年の場合は、親権者の同意が必要となります。別途当店の指定する書面等により親権者の同意を当店が確認した上で、契約成立となります。
4. クレジットカード決済を利用する場合において、利用権者とクレジットカード会社間の契約が成立しないときは、当店との契約も成立しなかったものとみなします。

## 第 2 条(サービスの内容)

1. 当店は、利用権者に対し、本システム等において指定・選択されたコース内容、時間および回数に応じた本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスの提供に際し、利用権者の身体に異常が生じ、それが当店の提供したサービスに起因する疑いがある場合、当店は直ちにサービスの提供を中止し、医師の診察を受けていただく等の適切な処置を講じます。その後の対応につきましては、利用権者および当店の双方が協議の上、解決を図るものとします。

## 第 3 条(サービス金額・支払方法)

1. 本サービスの利用料金、入会金、キャンセル料その他必要な費用は、本システム上または当店の別途定める料金表に明記するものとします。
2. 利用権者は、クレジットカード決済その他当店の本システム上または店頭で指定する支払方法に従い、指定の期日までに利用料金を支払うものとします。

## 第 4 条(サービスの提供期間・有効期限)

1. 本サービス(チケット等)の有効期限は、購入時に本システム上またはコース毎に示された期間とします。
2. 付与されたチケットは有効期限内にご消費ください。期限を過ぎたチケットは無効となり、返金や繰り越しは行いません。

3. 有効期限満了の通知等は当店より個別に行いませんので、利用権者ご自身で本システム等から期限をご確認ください。
4. ただし、妊娠、交通事故、一時的な入院等、当社が特例として認める事由がある場合に限り、有効期限の延長等の対応を行うことがあります（※妊娠の場合は母子手帳、交通事故・入院の場合は診断書の提出が必要です）。延長を希望する場合は、原則として有効期限満了の30日前までに申し出るものとします。

#### 第5条(予約およびキャンセル・変更ルール)

1. **予約期限**:レッスンの予約受付は、ご希望予約日時の前日22時までとなります。
2. **キャンセル・変更手続き**:予約のキャンセルおよび変更は、予約日時の24時間前までに、利用権者ご自身で本システム(予約サイト)上より操作を行ってください。
3. **直前キャンセル(ペナルティ)**:予約日時まで24時間を切ったからのキャンセル・変更は、理由の如何(日時間違い等の自己都合を含む)を問わず、**チケット1回分を消化扱い**とします。
4. **当日の時間変更**:当日の時間変更には対応いたしかねる場合があります。ご要望がある場合は、当店の公式LINEよりお問い合わせください。

#### 第6条(中途解約および返金)

1. 本サービスは、特定商取引に関する法律第41条、同法施行令第12条および別表第四の定める「特定継続的役務提供」には該当しないため、**クーリング・オフの対象外**となります。
2. 本契約成立後、利用権者の自己都合による中途解約・返金は原則としてお受けできません。
3. ただし病気等やむを得ない事情により当社が特別に解約を承認した場合に限り、規定の解約手数料(2万円)および消化済みレッスン代金を差し引いた残額を返金するものとします。

#### 第7条(割賦販売法に基づく抗弁権の接続)

利用権者が料金の支払いにクレジットカードを利用する場合、割賦販売法第29条の4第2項(同法第30条の5第1項において準用する場合を含みます。)の規定に基づき、当社に対して生じている事由をもってクレジットカード会社に対抗すること(抗弁権の接続)ができます。詳細についてはご利用のクレジットカード会社の規約をご確認ください。

#### 第8条(免責事項および自己責任)

1. トレーニング期間中の体調管理は利用権者の自己責任となります。
2. 当店はトレーニング指導および設備管理に万全を期しておりますが、利用権者が予期せぬ怪我や事故等による損害を受けた場合、当店の故意または重過失による場合を除き、原則として一切の責任を負いません。

3. プロテイン等の商品提供や食事面でのアドバイスを行う場合がありますが、その実践および利用につきましては利用権者の自己責任において行っていただきます。
4. トレーニング効果やダイエット効果等には個人差があり、当店が特定の効果を保証するものではありません。
5. **お子様連れのご利用**:安全面には万全を期しておりますが、万一、お子様に怪我や事故等が起きましても、当店では一切の責任を負いかねます。
6. **妊娠中のご利用**:妊娠中、または妊娠が判明した場合は、必ず事前または速やかにインストラクターまたはスタジオ SNS 等へご連絡ください。運動の継続については主治医の判断に従い、必要に応じて診断書を提出していただきます。

#### **第 9 条(遅延損害金)**

1. 利用権者が分割払いの方法を選択した場合において、支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みまで、未払額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 利用権者が一括払いの方法を選択した場合において、支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### **第 10 条(トレーナーの変更・運用)**

担当インストラクターの異動、シフト、またはその他の都合により、事前に通知することなく担当トレーナーが変更となる場合があります。

#### **第 11 条(解除および反社会的勢力の排除)**

1. 利用権者または当社が、本規約の記載事項に違反した場合は、相手方への通知をもって直ちに契約を解除することができるものとします。これにより損害が生じた場合、相手方に対し損害賠償を請求することができます(天災等やむを得ない事由による履行不能を除く)。
2. 利用権者は、自らが暴力団、暴力団関係者、またはそれに準ずる反社会的勢力ではないことを表明し、保証するものとします。これらに該当することが判明した場合、当店は無条件で契約を解除し、今後の利用を拒絶します。

#### **第 12 条(別途協議)**

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、利用権者と当社が誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

### 運営事業者・店舗情報

- 屋号: machine pilates studio BELLE
- 所在地: 〒531-0076 大阪府大阪市北区大淀中 4-4-1 大宝ビル 301 号室(本店)
- 代表者: 岡田 倫佳